

ID: 851

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 子育て支援係

処分の概要	母子家庭日常生活支援の措置の解除		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第17条第1項		
法令番号	昭和39年法律第129号		
<p>【基準】</p> <p>法第17条及び第18条の規定による。 (母子家庭日常生活支援事業)</p> <p>第17条 都道府県又は市町村は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他内閣府令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて内閣府令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。</p> <p>2 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 (措置の解除に係る説明等)</p> <p>第18条 都道府県知事又は市町村長は、前条第1項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他内閣府令で定める場合においては、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 7 月 28 日